最終更新日：2016年6月28日

マルコ株式会社
代表取締役社長 朝倉　英文
問合せ先：06-6233-5000（代表）
証券コード：9980
http://www.maruko.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主及び消費者を重視した経営の基本方針を実現するために、コンプライアンスの重要性を認識し、公正な事業活動を通じて経営の健全性及び透明性の向上を図ることにより、取引先、社員等を含むステークホルダーに対する企業価値の向上を目指します。また、当社を取り巻く、社会・経済環境の変化に対応し、経営上の組織体制を整備し迅速な意思決定及び適時・適切な情報開示に努め、内部統制機能の強化・整備を図るとともに、透明で質の高い経営の実現に向け取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

■補充原則1-2-3
株主総会の開催日については、正確な株主への情報提供を重視することから、株主総会の集中日と重なる結果となっております。なお、株主が株主総会議案への十分な検討が可能となるよう招集通知の発送は開催日3週間前を目標に発送することや発送日前に当社ホームページに公表しております。

■補充原則1-2-4
補充原則3-1-2（自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において英語での情報開示・提供を進めるべき）
現在の当社株主における機関投資家及び海外投資家の比率は、それぞれ1%未満と低く、議決権の電子行使を可能とするための環境づくり及び招集通知の英訳、情報開示を行っておりませんが、今後20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳、情報開示を検討いたします。

■補充原則4-2-1
当社の取締役の報酬は、定額報酬及び賞与により構成されており、定額報酬は、役員規程に従い役位等の基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定されており、賞与は業績に応じ株主総会にて決定しております。
当社における役員の報酬制度については、現在、中長期的な業績と連動する報酬制度を導入しておりませんが、今後、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬等の導入を含め、必要に応じて当社に合った報酬体系について検討を行います。

■補充原則4-8-1、4-8-2
独立社外取締役2名と少数であり、両名とも当社事業について精通しており、積極的に意見を述べていただく等していただいているため、現時点で独立社外者のみを構成員とする会合を行っておらず、筆頭独立社外取締役を決定しておりません。

■原則4-10-1
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定にあたっては、業績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、取締役会において決定しており、また、賞与については当期の業績に基づき賞与を支払う場合は、総額を株主総会に上程し、決定された金額の範囲内で、各取締役の業績への貢献度に基づき配分を決定することとしています。
また、役員選任にあたっては、役員規程に定める選任基準に従い、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会に提出しております。
こうした現状の体系により、取締役会の機能の独立性・客観性が十分に確保されていると考えております。

■補充原則4-11-3
取締役会全体の実効性に関し、各取締役からの自己評価をベースとした分析・評価を行い、その概要を開示するための手続等について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

■原則1-4　いわゆる政策保有株式
・政策保有の状況
当社は、いわゆる政策保有株式を現在保有しておりません。
・政策保有に関する方針
当社は、将来政策保有株式を保有する場合には、業務提携、良好な取引関係の維持発展など保有目的の合理性及びその保有株の連結貸借対照表計上額が総資産の一定割合以下とするなどの条件を満たす範囲で行うことを基本方針としています。

■原則1-7　関連当事者間の取引
当社が、関連当事者取引を行う場合には、「取締役会規程」に基づき取締役会の承認を得ることとしております。当社は、当社役員に対して、1年に1度、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視しております。

■原則3-1　情報開示の充実
（1）経営理念等や経営戦略、経営計画
≪経営理念等≫
当社は、ファンデーション・ランジェリーを通じて社会に貢献するグループとして、自らが担う社会的責任についての考え方を踏まえ、活動の基礎となる経営理念を制定しております。また、当社は、役員・社員の職務遂行における判断基準として企業行動憲章・行動規範指針を制定し、周知徹底を図り、経営の健全化、透明性、効率性を重視し、上場企業としてのステークホルダーの方々に満足度を高めるため、法

令、規程を遵守するとともに、誠実かつ公正で、より高い社会倫理観に基づき事業活動を行っております。
なお、経営理念・企業行動憲章・行動規範指針については、当社ホームページにて開示しております。
経営理念：http://www.maruko.com/company/philosophy.html, 企業行動憲章：http://www.maruko.com/company/charter.html,
行動規範指針：http://www.maruko.com/company/norm.html）
≪経営戦略、経営計画≫
当社は、平成29年3月期から3年間を経営理念の原点に立ち返り、顧客満足度向上を図り、顧客拡大を実現するための基礎基盤づくりの重要期間として位置づけ、1.既存事業の見直し、2.新規事業の拡大、3.新規ビジネスの拡大を基本方針として取り組んでおり、現在策定中のため、開示に向けた準備を進めております。

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。
また、「マルコ株式会社　コーポレート・ガバナンス　ガイドライン」を当社ホームページ（http://www.maruko.com/company/guideline02.html）にて開示しております。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」及び有価証券報告書に記載のとおりです。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
≪執行役員（経営陣幹部）選任の方法と手続≫
当社は、取締役会による経営の監督と、業務執行の役割分担を明確にし、迅速な意思決定を図るため執行役員制度を導入しております。当社執行役員は、企業経営者に準ずる能力をもち、企業経営者を補佐して、経営判断を行える人格ならびに見識に優れ、取締役会で決定した経営の基本方針に基づき職責を全うすることができる者と定義しており、その選任については、取締役が推薦し、取締役会で決議しております。
≪取締役候補の指名方針と手続≫
当社の取締役会は、活発な審議と迅速な意思決定ができるよう、上限を15名（監査等委員でない取締役10名以内、監査等委員である取締役5名以内）としております。
取締役候補の指名については以下の基準に従っております。
（取締役候補の選任基準）
・当社の経営理念に共鳴し、責任感を持って実現に努力し継続できること
・長期的視野に立って企業価値の極大化への意思を保持すること
・保有能力、経験等が他の取締役または他の監査役と相互補完できる関係にあること
・経営環境の変化を先取りし、柔軟に対応できること
・人格及び見識とも優秀で、企業経営者としての能力、専門的知識、適正かつ妥当な判断能力を持ち合わせ、また実務経験豊富なこと
また、社外取締役については、上記に加え、次の基準を満たすものとする。
・各分野における豊富な経験と高い見識を有していること
・当社取締役として職務遂行が行うための時間が確保できること
・独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言提言ができる資質を有すること
・上場会社として経営の健全化と透明性の向上を図るコーポレート・ガバナンス構築の観点から求められる資質を有していること
・取締役の職務執行に影響を及ぼす可能性のある利害関係・取引関係がないこと

（5）個々の選任・指名についての説明
新任取締役候補者、社外取締役候補者につきましては、株主総会招集通知にて開示しております。（第39期定時株主総会招集ご通知：http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?template=ir_material_for_fiscal_ym&sid=25245&code=9980）

■補充原則4-1-1
取締役会は、法令及び定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」で定めた重要事項等を審議し決定するとともに、取締役の職務執行を監督しています。
また、取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営を活性化するため、取締役会決議事項以外の業務執行の意思決定を取締役に委任しています。

■原則4-8　独立社外取締役の有効な活用
当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件を満たす独立社外取締役を2名以上選任するよう努めております。

■原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、経営の意思決定の客観性を高め、経営の健全化と透明性の向上を図るため、取締役会において当社における社外役員の独立性に関する基準を定めております。取締役会では当該基準に基づき、率直・活発かつ建設的な検討への貢献ができる独立社外取締役の候補者として選定するよう努めます。独立役員の基準は、当社ホームページ（マルコ株式会社　コーポレート・ガバナンス　ガイドライン：http://www.maruko.com/company/guideline02.html）にて開示しております。

■補充原則4-11-1
当社では、役員の上限を15名（監査等委員でない取締役10名以内、監査等委員である取締役5名以内）として、活発な審議と迅速な意思決定を行うための規模として適切と考えております。
社内の各部門・各分野に精通した取締役や企業経営・事業戦略に関する豊富な知識・経験をもつ取締役を選任することで知識、経験のバランスに配慮しております。
女性下着販売の会社として女性の発想・価値観は重要であり女性取締役の選任については今後も検討してまいります。

■補充原則4-11-2
社内の各部門・各分野に精通した業務執行取締役は、他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。
他社の役員の兼任については、取締役会にて決議することとしておりますが、今後は当社の取締役業務に時間と労力を振り向けることができる合理的な上場企業役員兼任数の目途として当社を含め3社とし、これを超える場合にはそのリスク及び利益相反取引の観点からの確認と合わせ取締役会で検討し、問題がない場合は兼任を了承する旨の決議を行うこととします。
なお、兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ開示しています。

■補充原則4-11-3
本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりです。

■補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針
　当社は、取締役への就任の際には、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を取得し、株主から負託された役割と法的責任を含む責務を果たすため、会社法関連法令ならびにコーポレート・ガバナンスに関して十分に理解を深める機会を提供するとともに、これらを継続的に更新する機会を設けます。また、必要に応じ、各取締役に適した自己啓発等を目的とした外部セミナーならびに外部団体への加入及び人的ネットワークへの参加を薦めるとともに、その費用についても会社が負担します。

■原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針
　株主との建設的な対話に関する方針に関しては、当社ホームページ（マルコ株式会社　コーポレート・ガバナンス　ガイドライン：http://www.maruko.com/company/guideline02.html）にて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
伊藤忠商事株式会社	8,055,000	25.13
正岡　規代	3,400,179	10.60
マルコ社員持株会	2,022,000	6.30
梶村　絹子	1,350,000	4.21
正岡　昌子	1,350,000	4.21
石川　誠	250,000	0.78
池田　豊治	226,226	0.70
阪田　和弘	184,700	0.57
鎌田　龍太郎	160,500	0.50
松波　省一	130,500	0.40

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情更新

伊藤忠商事株式会社は、当社の議決権を26.44%（8,055千株）有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金子　公一	税理士											
大田　敏信	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子　公一	○	○	―――	税理士として、専門的な知識、経験等を有しており、加えて長年にわたり当社社外監査役を務められ、当社事業についての理解も深く、客観的な見地から適切な監査をしていただけることから、当社業務執行への助言、牽制等、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 当社経営陣と直接の利害関係はなく、一般株主と利益相反のおそれがなく独立性を有していると判断し、独立役員として届け出ております。
				社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、国税局任官

大田　敏信	○	○	―――	及び税理士として培われた財務及び会計に関する幅広い経験及び知識を有しており、加えて長年にわたり社外監査役を務められ、当社事業についての理解も深く、客観的な見地から適切な監査をしていただいていることから、当社業務執行への助言、牽制等、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断したため。 当社経営陣と直接の利害関係は無く、一般株主と利益相反のおそれがなく独立性を有していると判断し、独立役員として届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会がその職務の遂行のために指名する使用人の任命、解任、人事異動、人事考課、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得た上で決定します。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は、内部監査部が実施した監査の状況についての報告を受け、当該監査に関する意見交換等を行い、また、会計監査人から会計監査計画及び会計監査結果報告等を適宜受けるとともに、会計上及び内部統制上の課題等について情報共有、意見交換等を定期的に行い、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。また、内部監査部も同様に会計監査人との連携を図っております。
更に、監査等委員会は、コンプライアンス部をはじめとする内部統制部門とも情報共有、意見交換等を定期的に行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績、財務状況及び経済情勢を考慮の上報酬を決定しており、その他の特段のインセンティブは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年3月期における取締役の報酬等の総額は、70,100千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬については、基本報酬と賞与から成り立っております。
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は株主総会の決議により承認された限度額（第39期定時株主総会で承認された年額280,000千円以内（うち社外取締役分40,000千円以内））の範囲内で、業績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、取締役会において決定しております。
また、賞与については当期の業績に基づき賞与を支払う場合は、総額を株主総会に上程し、決定された金額の範囲内で、各取締役の業績への貢献度に基づき配分を決定することとしています。
社外取締役の報酬につきましては、業務執行から独立した立場であり、一定の金額の基本報酬を設定することとしています。
執行役員の給与については、給与規程で定めた体系に基づき、業績及び能力評価を反映して決定し、賞与については各執行役員の業績への貢献度に基づき決定しております。
なお、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会において決議された総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

経営企画部他の管理部署において、取締役会資料の事前配布等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めるため、平成28年６月28日開催の第39期定時株主総会決議に基づき、同日付をもって「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。
当社の取締役会は、６名（うち監査等委員である取締役３名）のうち、２名（監査等委員である取締役）が社外取締役であります。また、執行役員制度を取り入れており、取締役会の経営の意思決定に基づく業務執行の迅速化を実現し、経営の効率化を高めるとともに、担当部署における役割と責任を明確化し、その機能強化を図ってまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会による経営監視機能及び内部統制システムによる牽制機能が働くことで、監査等委員会設置会社として十分なコーポレート・ガバナンス体制を確保できると判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案への十分な検討が可能となるよう招集通知の発送は開催日3週間前を目標に発送することや発送日前に当社ホームページに公表しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにおいて、決算短信等の適時開示資料、四半期ごとの有価証券報告書等の決算関連資料、事業報告書、直近5年間の主要な財務データ(グラフ形式)等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	インサイダー取引を規制するために、「インサイダー情報管理規程」等の社内規程を整備しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ピンクリボンバッジ運動を通じて乳がん啓発活動であるピンクリボン運動を支援しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制システム構築に関する基本方針」を平成28年6月28日開催の取締役会において、以下のとおり改定しております。

当社は、株主及び消費者を重視した経営の基本方針を実現するために、コンプライアンスの重要性を認識し、公正な事業活動を通じて経営の健全性及び透明性の向上を図ることにより、取引先、社員等を含むステークホルダーに対する企業価値の向上を目指します。また、当社を取り巻く社会・経済環境の変化に対応し、経営上の組織体制を整備し、迅速な意思決定並びに適時・適切な情報開示に努め、内部統制機能の強化・整備を図るとともに、透明で質の高い経営の実現に向け取り組んでまいります。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- コンプライアンスの重要性を認識した、より高い社会倫理観に基づいた企業活動を実践するため、その判断基準となる「企業行動憲章」及び「行動規範指針」を制定し、取締役及び使用人に対して法令及び企業倫理の遵守を周知徹底する。
- 法令及び定款の遵守を図るべく「コンプライアンス規程」を整備し、取締役及び使用人が公正で、高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底する体制を整備する。
- コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の整備・維持を図り、コンプライアンス担当部門と教育担当部門が連携して適切な教育・啓蒙活動を実施する。
- 内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人と連携・協力の上、内部統制システムの整備・維持のため、社内業務の実施状況の把握、業務の執行における法令・定款及び社内規程等の運用状況を監視・検証する。
- 社内規程の周知徹底を図るため、社内規程を社内イントラネットに掲載し、取締役及び使用人がいつでも縦覧できるように整備する。
- 社内における法令・定款・その他諸規程に違反する行為、不正行為等の早期発見及び是正を目的として「ヘルプライン規程」を定め、取締役及び使用人からの内部通報を受ける窓口を社内に設置するとともに、監査等委員会へ直接通報できる体制を整える。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、契約書等の取締役の職務の執行に係る文書、資料、情報及び電磁的記録等については、「文書管理規程」に従って適切に保存及び管理を行うとともに、当該文書等について閲覧の要求があった場合は直ちに提出する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、経営に重大な影響を与える不測の緊急事態が発生または発生が予測される場合には、「危機管理規程」に基づき迅速に対応し、損害の拡大防止に努める。
- 内部統制委員会は、「リスクマネジメント規程」に基づき定期的にリスクの精査、対応策の検討を行い、全社的なリスクマネジメントを整備・推進する。日常におけるリスク全般の管理について、カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するためのマップ等を整備するとともに、各部署における発生可能性のあるリスクを明確化し、防止策を立案の上、運用する。
- 情報セキュリティについては、情報セキュリティに関する諸規程を制定し、情報セキュリティ研修を行い周知徹底する。情報セキュリティに関する施策については、情報セキュリティ委員会にて審議する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 毎月１回定例の取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な職務の執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
- 経営戦略に関わる重要事項については、経営会議において審議した上で取締役会にて決定し、実効性を高める。
- 取締役会での決定事項の職務の執行については、「業務分掌規程」、「決裁権限規程」の定めに従い、各本部長及び各部署責任者の管理・監督の下で適正かつ効率的に行う。
- 代表取締役社長は、社会情勢、経済情勢、その他環境変化に対応した経営計画を策定し、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務の執行が効率的に行われるように監督する。

（5）当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 「関係会社管理規程」に基づき、必要事項を監督し、関係会社の経営状況を把握する。

（6）監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会と協議の上、必要に応じて社員を補助すべき使用人として指名することができる。
- 監査等委員会がその職務の遂行のために指名する使用人の任命、解任、人事異動、人事考課、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得た上で決定する。

（7）取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）及び使用人は、必要な報告及び情報提供を行うとともに、会社、子会社または関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会に対する報告等に関する規程」に従い、直ちに監査等委員会に報告する。
- 取締役は、取締役会並びに監査等委員である取締役が出席する重要な会議において、職務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題について適宜報告する。

（8）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行う他、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、重要な会議または委員会に出席する。
- 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部から監査計画及び監査結果について説明を受け、随時意見交換を行う等、常に連携を図る。
- 監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、社外の専門家に対して助言を求める、または調査、鑑定その他の事務を委託することができるものとし、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、会社はこれを拒むことができない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して会社組織として毅然とした姿勢で臨み、不当、不法な

要求に応じないことはもちろん、一切の関係を遮断するために次のような取り組みを行っております。
・「企業行動憲章」及び「行動規範指針」により、反社会的勢力及び団体との対決姿勢を貫き、関係断絶に向け良識ある行動に努めることを明記しております。
・社員に対して研修を行い、またマニュアルを社内イントラネットに掲載して、反社会的勢力の排除に向けた啓発活動を行なっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

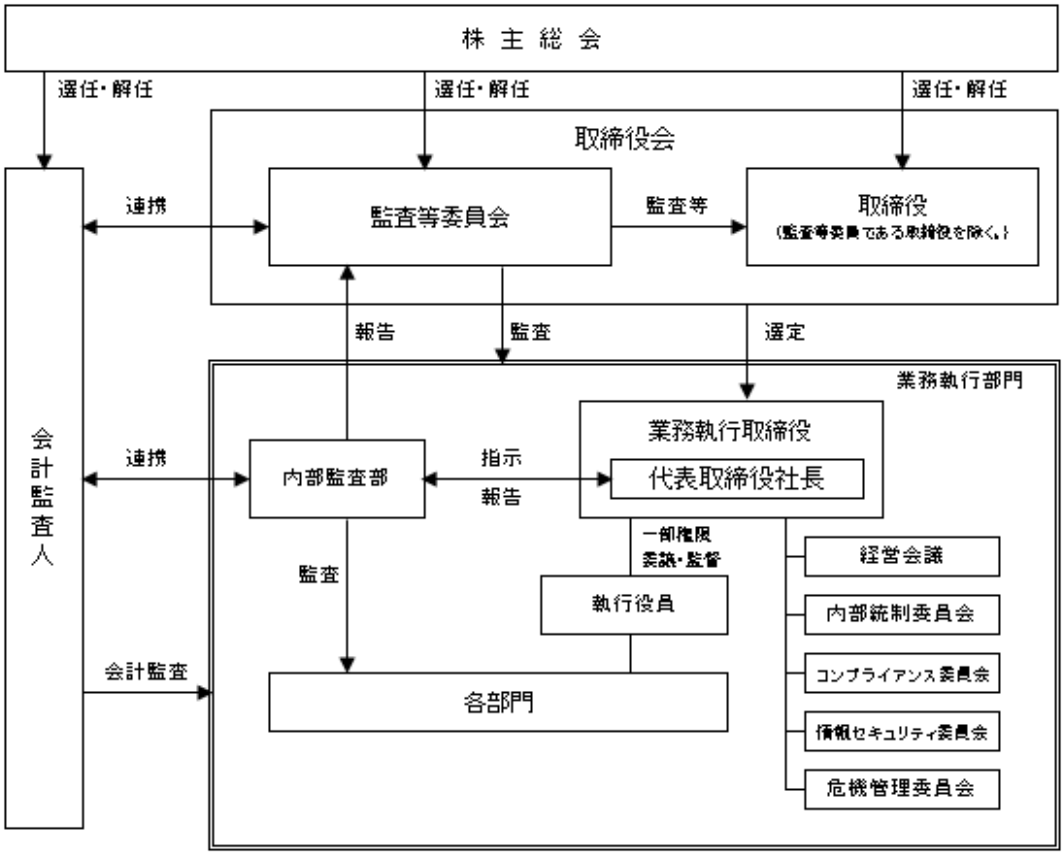

【会社情報の適時開示に係る社内体制の仕組み】

